

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年6月14日

（名称）小千谷市

（代表者）小千谷市長 大塚 昇一

生活交通確保維持改善計画の名称
令和2年度小千谷市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>小千谷市は新潟県のほぼ中央に位置し、長岡市および魚沼市へ通じるJR上越線小千谷駅から西小千谷本町を軸に、市域内の広範に路線バス、乗合タクシー、コミュニティバスで構成される公共交通網が広がっている。これらの公共交通網については、小千谷総合病院を中心とした医療機関への通院、中心市街地の本町や東小千谷商店街から小千谷駅へ接続し、市内に2校ある高等学校への通学や通勤など、重要な日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者や高校生等を中心に、生活に必要不可欠な交通手段となっている。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス事業収支の悪化により運行継続のための行政負担が増加している状況の中、平成31年3月に「第4次小千谷市生活交通確保計画」を策定し、公共交通を維持している状況である。</p> <p>平成29年4月1日に、市内に2つあった総合病院が統合し、中心市街地から郊外へ移転したことに伴い、バス路線の大幅な見直しを実施した。地域内路線については、新病院乗入れ経路に変更したが、地域間を運行する基幹路線については、一部が病院へ乗入れる他は、乗継が必要である。また、市街地から西部に抜けた若葉地区では土地区画整理事業により住宅建設が進んでいるが、若葉地区を含め郊外を走る基幹道路国道117号沿線は、公共交通空白地帯となっていた。そのため、東小千谷地区～西小千谷地区の市街地を横断する形で運行していたシャトルバスを新病院及び空白地帯となっていた国道117号に延伸することで市街地から郊外を循環する形で運行し、基幹路線からの新病院への乗継および公共交通空白域を解消することで、将来に渡り安定した公共交通の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 経常収支率15%以上の確保（平成30年度実績における経常収支率12%）・ 月間利用者数1,500人以上の維持（平成30年4月～平成31年3月の月平均1,587人）
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none">・ 郊外へ移転した小千谷総合病院への交通手段確保及び基幹路線からの乗り継ぎ・ 公共交通空白地域の改善・ 自動車を運転できない高齢者や学生等の移動手段確保・ 公共施設や中心市街地から郊外大型店を結ぶことによる活性化
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none">・ 路線バスや乗合タクシー等の運行経路と運行時刻をまとめた公共交通マップを作成し市内全戸配布（実施主体：市）・ 広報誌等を活用した利用促進PR（実施主体：市）・ 道の駅入館ポイントサービスの導入（実施主体：市及び運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり
路線名：循環バス（内外回り）

運行内容：4便×2（内外回り）＝計8便／日

但し、土日祝日及び8／14～16、12／29～1／3の間は、
3便×2（内外回り）＝計6便／日

運行期間：運行開始：平成29年4月1日

上記運行内容に改正：平成30年4月1日

時刻表及び運行経路：別紙のとおり

運賃：運行事業者の路線バス運賃に準じる。（令和元年10月1日改正予定）

○運行事業者：越後交通(株)

平成10年に市街地を横断する形で運行を開始した「ちぢみの里～サンラックおぢや線」シャトルバスは越後交通(株)が運行し、その後子会社となった越後柏崎観光バス(株)が運行、平成25年以降は社名が北越後観光バス(株)となり運行を継続してきた。平成29年4月1日から運行を開始した循環バスは、北越後観光バス(株)が運行してきたが、平成29年10月1日にグループ親会社である越後交通(株)と合併することとなった。

これまでの経緯と実績、市内の公共交通の現状を熟知し、地域住民の日常生活における交通手段確保のため市内バス路線を継続して運行してきた北越後観光バス(株)の事業を引き継いだ越後交通(株)が運行している。

○地域内フィーダー系統

地域間幹線系統「長岡～小千谷～十日町線」他市内バス路線の全てが停車する本町中央バス停で接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

小千谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

越後交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月23日 循環バス運行における大まかな計画について協議し合意を得る。 ・平成28年6月2日 運行内容、費用負担、運行事業者、計画全体について協議し、平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成29年8月17日 平成30年度（H29.10.1～H30.9.30）地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成30年1月10日 平成29年度事業評価について合意。 ・平成30年2月21日 事業評価に基づき平成30年度計画の一部変更（H30.4.1～便数減及びダイヤ改正）について合意。 ・平成30年6月21日 平成31年度（H30.10.1～R1.9.30）地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。 ・平成30年12月25日 平成30年度事業評価について合意。 ・令和元年6月14日 令和2年度（R1.10.1～R2.9.30）地域内フィーダー系統確保維持計画について合意。

18. 利用者等の意見の反映状況	
本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・新潟県長岡地域振興局企画振興部地域振興課長
関係市区町村	・小千谷市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	・越後交通株式会社小千谷営業所長 ・小千谷ハイヤー協会長 ・小千谷警察署交通課長
地方運輸局	・北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	・西小千谷地区町内会長協議会長 ・東小千谷地区町内会長協議会長 ・真人町里地振興協議会長 ・片貝町協議会長 ・連合新潟中越地域協議会小千谷支部事務局長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号

(所 属) 小千谷市観光交流課地域振興係

(氏 名) 荻野 隆太

(電 話) 0258-83-3512

(E-mail) chiiki@city.ojiya.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。